

第3編

近現代における北部日本海地域の大火

第1章 青森県域

1 青森市の地理的・歴史的特徴

青森町の誕生 明治4(1871)年の廃藩置県後、弘前藩は弘前県となるが、やがて青森県と改称し、それに伴い、本庁も弘前から青森へ移った。1886(明治19)年の町名は、青森米町・青森安方町・青森新安方町・青森浜町・青森新浜町・青森蜷貝町・青森新蜷貝町・青森大町・青森塩町・青森苺町・青森博労町・青森堤町・青森松森町・青森大工町・青森鍛冶町・青森寺町・青森柳町・青森新町・大野村字長島・造道字浪打(根子堰以西)・栄町であり、1889(明治22)年の町村制によりこれらの町が統合されて青森町となる同時に現在の市域である大野村、荒川村、高田村、油川村、新城村、滝内村、奥内村、後潟村、横内村、筒井村、造道村、原別村、東岳村、野内村も成立した。

青森市の創出 1897(明治30)年に浦町村(字奥野を除く)と滝内村の大字古川の一部が青森町に編入された後、1898(明治31)年に青森町は市制施行により青森市になる。1919(大正8)年には油川村が油川町となり、1927(昭和2)年には滝内村沖館・新田と造道村造道・八重田が青森市に編入され、造道村駒込・松森・古館・田屋敷・浜館・小柳・沢山・戸山は浜館村となる。1932(昭和7)年には大野村の一部が、1939(昭和14)年には油川村が青森市に編入される。

戦後になってからは、1951(昭和26)年に滝内村孫内・西滝・三内・浪館・岩渡が青森市に編入された。翌1952(昭和27)年に筒井村が筒井町となる。1954(昭和29)年に大野村が、翌1955(昭和30)年に筒井町・横内村・東岳村・高田村・浜館村・荒川村・新城村・原別村・奥内村が、翌1956(昭和31)年に後潟村が、そして、1962(昭和37)年に野内村が青森市に編入されている。

2005(平成17)年4月には、南津軽浪岡町が青森市に編入し、同年8月31日現在(住民基本台帳調べ)の人口は、男14万8,865人、女16万6,920人、計31万5,785人である。

近代青森の都市機能と大火 近代の青森は県庁所在地という政治機能を有する政治都市としてのみならず、商業都市・交通都市・港湾都市として発展してきた。特に、後者の都市機能はいずれも明治初年以來、「北の鎖鑰」と位置づけられてきた北海道との窓口であったことから形成されたものである。いわば外へ開かれた都市、北へ開かれた街なのである。その意味で、青森は旧城下町の弘前とは全く異なる都市機能を持っており、水産都市として外海へ向けて発展した八戸とも異なる「外向的都市」ということができる。

そうした都市機能を持つ青森は、海岸地帯ゆえに強風が吹き込む地理的環境にあった。その上、都市計画が未成立の段階では、商業地域と住居地域は混在しており、更に工業地域とも隣接することで、失火 大火という危険性と隣り合わせであった。1926（大正15）年の浪打大火はそうした典型例である。また、東北本線が市域南部に沿って走っていることから、列車からの飛火の危険性も大きかった。1947（昭和22）年の北金沢大火^{きたかなざわ}はそうした典型例である。「大火」という概念からは外れるかもしれないが、青森の北へ開かれた都市機能ゆえに起こったのが、1945（昭和20）年7月28日のアメリカ空軍による大規模な空襲による大火である。市街地の90%が焼失し、死者731人、住宅全焼1万5,000戸余、県庁・裁判所・郵便局・市役所・学校など主要な建物が罹災した。翌1946（昭和21）年9月、青森市は国の特別都市計画の指定を受けて復興に立ち上がるが、1947年の北金沢大火や駅前大火によって、復興への道は容易ではなかった。

2 青森市における主な大火の実態と特徴

青森市域は火災の多い地域であり、明治期だけでも1873（明治6）年、1882（明治15）年、1889（明治22）年、1890（明治23）年、1894（明治27）年、1910（明治43）年などの大火がある。以下では、大規模なものあるいは関連資料が残っているものを取り上げている。

(1) 1872（明治5）年の博勞町・下新町大火^{ぼくろう しもしん}

1872（明治5）年の青森は2度の大火に見舞われた。3月の博勞町大火と11月の下新町大火である。以下、前者については「青森町出火 并 取計之儀二付御届」^{ならびに}（青森市史編集委員会編『新青森市史 資料編6 近代（1）』青森市、2004年、資料番号509。以下、同書を『市史』と略記）をもとに、後者については「県記録」（『市史』資料番号510）をもとにまとめてみよう。

博勞町大火 博勞町大火は3月25日夜8時ごろに起こった。博勞町から出た火の手は、折からの西南の烈風にあおられて、松森町・塩町・^{たばこ} 袋町・堤町を残らず焼き払い、更に堤川東岸の^{つくりみち} 造道村・^{ちやや} 茶屋町一帯に及んだ。深夜12時近くになってようやく鎮火したが、延焼地域は6町、焼失戸数は506戸（ほかに取り壊しが6戸）を数えた。焼け出された人員は2,281人、うち男1,130人、女1,151人。死者は3人、火傷は10人余であった。ほかに堤川にかかる大橋（長さ33間）と小橋（長さ4間3尺）が焼け落ち、土蔵も10棟が焼けた。

表3 - 1 町別焼失戸数

| 町名 | 焼失戸数 |
|-----|------|
| 博労町 | 177 |
| 松森町 | 43 |
| 塩町 | 102 |
| 菟町 | 56 |
| 堤町 | 67 |
| 茶屋町 | 61 |
| 合計 | 506 |

出典：「青森町出火并取計之儀二付御届」（『市史』資料番号509より作成）

翌26日朝になっても風の勢いは止まず、所々で再び火の手があがったが、緊急の炊き出しで勢を得た住民によって、ほどなく完全に鎮火を見た。炊き出しに用いられたのは石数白米4石7斗、金15両1分永171文8分相当である。焼け落ちた堤川大橋に代わる仮設の橋も早いうちに架けられるなど、対応も進んだ。大町の商人相馬屋弁次郎は罹災者救助のために、白米50俵を献納したが、そのほかの有志からも米や袴地などの供出があった。

博労町からの出火が数町に類焼する大火になった理由として「青森町出火并取計之儀二付御届」が挙げている問題点は重要である。それによれば、住民の多くは「旧来之習風」として、力を尽くして消火することなく、ただ「狼狽」するばかりであったというのである。こうした消火の術を知らぬ人々の存在を指摘する一方、怪我をも省みず消火活動に奮励し「青森全区灰燼」の危機を防いだ功労者の名前も挙げている。

下新町大火 下新町大火は11月6日夜に起こった。下新町から出た火の手は、西は新町、東は米町と博労町境（尻無川橋詰）まで及び、米町・大町・浜町は全焼した。寺町は北側が焼けた。焼失戸数は1,000軒余で、火元人のあだ名をとって「ぶし（武士）火事」と呼ばれた。

救助対策について記すと、まず小屋掛木材は浜町土場のほか、津軽半島東南部陸奥湾に面した蟹田・内真部・油川及び青森西北部の久栗坂で払い下げることとされた。罹災者のうち、困窮に瀕している者に対しては毎戸米一俵が渡され、更に8日から5日間、手当米が提供された。現金での渡しもあった。正覚寺住職佐藤龍弁からは白米10俵が献納された。

下新町大火の際に問題になったのは、野次馬の存在である。火事を見物しようと、往来を塞ぎ、橋上や屋上にのぼった者が多く、消防の妨げになったという。今後、火事の際に無用徘徊する者は取り締まるとある。また、3月の博労町大火の反省もあるだろうが、出火の際には傍観せずに、積極的に消火につとめるように諭している。そうした住民対策とともに採られているのが、都市計画である。こう大火が続くと町中が衰退することにもなりかねないので、東京の地割にならって、道幅を広げ防火体制を整えようと提案している。そのためには、大通・小路の角屋敷の仮設は除き、本家建設は当分見合わせるよう指示している。

防火対策 青森では、明治4（1871）年から翌5（1872）年にかけて大火が相次いだので、明治5（1872）年の4月には「失火規則」、5月には「予備消防規則」が定められているが（青森市史編纂室編『青森市史 第6巻 政治編』青森市、1961年。復刻版：国書刊行会、1982年、916～920頁）1873（明治6）年6月には「予備消防規則」が「失火消防規則」と変更され、消防における指揮命令系統が明確化された（『市史』資料番号97）。それによれば、県庁の聴訟課が総括的立場にたち、捕亡・見廻方（羅卒が見廻方と改称）が失火現場で指揮をとり、消防組が消防活動にあたるという厳密なタテ系列が明記されている。消防組は8組に分けられ、頭取・副頭取・小頭・副小頭・纏持（以上、有給）などが、水道具持・水道掛・梯持・弁当持・消札持など（以上、無給）を指図した。これには罰則も記されており、喧嘩口論、不参、道具不持参、勝手な退散、指示違背などが挙げられている。明治初年における消防活動は、指揮命令系統の不明瞭と現場における混乱の中で行われたといえよう。さらに、野次馬が加わることで消防活動が困難を極めたことがうかがわれる。大火の背景にはこうした消防体制の不備もあったのである。

大火の発生は青森の経済活動にも支障を生じるということで、1874（明治7）年2月には、青森全町の名望家による消防組体制に関する建議書も出されている（前掲『青森市史 第6巻 政治編』922～928頁）。1876（明治9）年11月には県税による消防道具や人足費など消防組の整備について定められた（『市史』資料番号98）ほか、1877年（明治10）年4月には鳶頭（前出の消防組頭取）・鳶小頭及び消防夫の心得が出され、消防現場における細かい活動内容が明文化されている（『市史』資料番号102）。

1882（明治15）年10月に、青森町の消防組は10組編成になる。「青森町消防規則」（『市史』資料番号103）によれば、青森市街は次の10組に分けられた。一番組：新町、二番組：安方町・新安方町、三番組：大町・塩町・葭町、四番組：浜町・新浜町、五番組：米町、六番組：鍛冶町・大工町、七番組：博労町・松森町・堤町、八番組：蜷貝町・新蜷貝町、九番組：寺町、十番組：柳町。各組は鳶頭以下520人からなり、全体を統括する消防世話掛が置かれた。消防世話掛は住民のうち「徳望」ある者の中から選ばれ、鳶頭などは各組内で公選したが、いずれも警察の認可が必要であった。また、警察は消防司令・副指令を設け、消防組を指揮下に置いた。この時代の消防体制は、いわば官民による二階建て構造であった。

1884（明治17）年9月に公立消防組の設置について取り決められたことは、そうした二重構造の改革であった。「公立消防組取扱手続」（『市史』資料番号104）によれば、公立消防組は各組60名以上からなり、消防頭・消防副頭・消防小頭・消防夫は有給であり、消防器具は警察署の管理下に置かれた。1893（明治26）年5月に制定された「消防組規則施行細則」（『市史』資料番号106）によれば、消防組のリーダーの組頭・小頭は警部長によって任免され、消防手は警察署著・分署長によって任免されることとなっている。表3-2は全体の構造を表したものである。1898（明治31）年2月には浦町消防組が第2部に編入され、第2部は小頭6人、消防手150人、第3部は小頭3人、消防手85人に改められた。

表3 - 2 青森町の消防組組織

| 組数 | 部数 | 小頭 | 消防手 | | | |
|----|----------------------|------------------------|---------------------------|-----|-----|-----|
| | | | 210人 | | | |
| 1 | 4 | 4 | 第1部 | 第2部 | 第3部 | 第4部 |
| | | | 60人 | 60人 | 60人 | 60人 |
| 区域 | 新町、大町、長島、柳町、安方町、新安方町 | 寺町、鍛冶町、大工町、米町、大町、浜町、新町 | 松森町、博労町、塩町、荻町、堤町、蜷貝町、新蜷貝町 | 栄町 | | |

出典：青森市史編纂室編『青森市史 第6巻 政治編』青森市、1961年。復刻版：国書刊行会、1982年、9,311頁

「消防組規則施行細則」による組織は統制ある公立消防組の確立を意味したが、一方では私立の消防組も引き続き存続した（『市史』資料番号105）。

消防に関するハードウェアも整備されていった。1894（明治27）年11月には、青森町の防火線に関する通牒が出されている（『市史』資料番号109・110）。それによれば、県知事より防火線に関する試問を受けた青森町会は、火災予防のためには家屋建築の改良を重要だとしながらも、まず道路幅員の拡大などの延焼防止策を挙げ、市中の柳町通り・停車場通り・役場通りの3線の幅員を12間（約22m）以上に拡大することを提案している。1896（明治29）年9月に刊行された柏原謙『青森火災考』の序（『市史』資料番号515）には、火災予防のためにも水道敷設は必須である旨が語られている。翌1897（明治30）年には、川田水穂^{かわたみずほ}『青森水道論』（青森県史編さん近現代部会編『青森県史 資料編 近現代2』青森県、2003年、資料番号711）が刊行され、1902（明治35）年に青森市の水道敷設事業は開始された。時の市長は二代目の笹森儀助^{ささもりぎすけ}である。この時の事業は、国庫補助獲得に失敗して、挫折する。政府への要請の理由として陸奥湾・青森港の軍事的利用に伴う清水供給^{せいすい}が挙げられたが、水道敷設事業は青森市中の火災予防のためのインフラ整備としての性格も持っていたと思われる。

(2) 1910（明治43）年の青森大火

1910（明治43）年5月3日に起こった青森大火は、近代青森市の火災史上最大規模のものであり、この大火により近世的景観は一掃されただけでなく、それ以前に建設された近代建築の多くが焼失したことで、青森市は第二の近代化に踏み出すことを余儀なくされた。大火に関する報道の量も最大であるが、『青森市大火火災損害調査書附火災小史』（前掲『青森県史 資料編 近現代2』資料番号721）『青森市火災誌』（『市史』資料番号511）と大火後の東奥日報^{とうおうにっぽう}記事をもとに概観していこう。

大火の概要 同日午後1時、安方町の菓子製造業の煙筒から出た無数の火の粉は、折からの西北西の風速毎秒10m以上の強風にあおられて、隣家の軒先・^{まさぶき}葺屋根に燃え移り、ほぼ市中全体に類焼していく大火事へと拡大していった。乾燥に加えて強風は火勢を広げ、わずか20分ほどで火元周辺の数十軒が焼失し、更に火勢は東へと向かい、寺町蓮心寺（『青森市大火火災損

害調書附火災小史』によれば蓮華寺^{れんげじ}の高屋根^{とびひ}に飛火し、瞬く間に大伽藍が焼失した。鍛冶町・大工町・新安方町・大町をなめつくし、浜町に火の手が及んだときには既に600から700戸が灰燼に帰した。更に火勢は堤川を越えて、柳原遊郭^{やなぎはらゆうかく}の楼閣を襲う一方、新町に及んだ火の手は古川方面へ伸び、まもなく東津軽郡役所・東奥日報社・陸奥日報社・警察署・巡査教習所・度量衡検査所を焼き払い、赤十字社支部まで肉薄した。午後4時に至って、更に風の勢いが増し、全市は劫火に包まれた。余りの強風により、青森連隊区司令部の書類^{かみきた しゅぼ}が上北郡種馬所まで飛んでいたり、民家の襖が三本木（現十和田市）に落下したりしたといわれる。赤十字社支部を焼き払った火の手は県庁にまで及んだが、救援に来た歩兵第五連隊の必至の消火活動のおかげで、一部を焼失するに止まった。しかし、四方に広がった火の手は浦町を襲い、停車場附近の民家を焼き尽くし、更に火勢を増そうとしたが、さすがに風力が弱まり、午後5時すぎ（東奥日報の記事によれば、午後6時30分）にさすがの大火も鎮火するに至った。この間、4時間余であった。青森市中、東西15町（約1.6km）南北5町（約0.5km）戸数7,000以上が焼け出された。

消防と軍隊 消防活動に当たったのは青森市中の警察や消防組はもちろんのこと、弘前・黒石^{くろいし}・浪岡^{こみなと}・小湊の各警察署並びに分署や周辺の大野・筒井・油川・新城の各消防組である。また、青森歩兵第五連隊350人も救援にかけつけた。第五連隊によって類火をまぬがれたのは、青森県庁・青森中学校・物産陳列所・青森地方裁判所・青森監獄分監などである。人々は「天兵降下」と叫んだという。大湊要港部^{おおみなと}所属の駆逐艦曙^{あけぼの}も消火救援に加わり、高等女学校などを守った。また、弘前の第八師団下の歩兵第三十一連隊・同第五十二連隊・砲兵第八連隊・騎兵第八連隊からは将校・下士卒、衛戍病院からは軍医の派遣があった（東奥日報の記事によれば1,000人）。歩兵第三十一連隊と砲兵第八連隊は県庁を拠点として、青森停車場・青森高等女学校・仮市役所及び各避難所の間に軍用電話を架設したほか、軍医・看護長は下士以下43人を率いて、救護活動に当たった。騎兵は市中の迷子の搜索や治安維持に当たった。

青森歩兵第五連隊は日露戦争前に起こった「雪中行軍遭難事件」で有名である。大湊要港部^{こっこうだい}は日露開戦時に津軽海峡に出没したロシア艦隊を迎え撃ち、第八師団は黒溝台会戦の激闘で知られる「国宝師団」であった。地元の軍隊は当時の県民にとっては誇りに思える存在であっただろう。『青森市火災誌』は軍隊の救援活動は青森市民の永遠に記憶されるであろうと記している。

損害状況 『青森市火災誌』がまとめた大火の損害は、焼死者23人、重軽傷者163人、牛馬の焼死10頭であり、罹災戸数は7,500戸以上、3万4,000人近くにのぼった。

表3 - 3からは、地域的には栄町を除く青森市全体が罹災し、長島・浦町・古川以外の各町は壊滅的被害を受けたことがわかる。焼失した主な建物としては、青森警察署・巡査教習所・東津軽郡役所（移転先、警察部）郵便課・帝室林野局青森出張所・青森市役所（公会堂）度量衡検査所（旧検定所）赤十字社青森支部（中学校）仙台専売局青森出張所（税務

署) 電信課(電気通信伝習所) 輸出米検査所(県庁) 青森公立病院(幼稚園) 青森連隊区司令部、水上警察署、善知鳥神社、蓮心寺、蓮華寺、蓮得寺、常光寺、安定寺、ハリストス正教会、青森女子尋常小学校〔現長島小学校〕、青森高等小学校〔現浦町小学校〕、市立図書館、小林精米所、陸奥日報社、五十九銀行青森支店、弘前銀行青森支店、安田銀行青森支店、青森商業銀行、青森県農工銀行、青湾貯蓄銀行、青森貯蓄銀行、青森電灯会社、青森倉庫会社、青森鉄工所、淡谷合名会社などであった。

表3-3 罹災戸数及び人口調

| 町名 | 総戸数及び人口 | 焼失戸数及び人口 | 半焼及び潰家戸数及び人口 | 残戸数及び人口 |
|------|----------|----------|--------------|---------|
| 安方町 | 戸 778 | 728 | | 50 |
| | □ 3,653 | 3,313 | | 250 |
| 新安方町 | 戸 465 | 463 | | 2 |
| | □ 2,047 | 2,037 | | 10 |
| 米町 | 戸 356 | 356 | | |
| | □ 1,765 | 1,765 | | |
| 大町 | 戸 524 | 524 | | |
| | □ 2,604 | 2,604 | | |
| 浜町 | 戸 377 | 377 | | |
| | □ 1,568 | 1,568 | | |
| 新浜町 | 戸 313 | 283 | | 30 |
| | □ 1,231 | 1,132 | | 99 |
| 新町 | 戸 699 | 689 | | 10 |
| | □ 2,868 | 2,818 | | 50 |
| 柳町 | 戸 214 | 199 | | 15 |
| | □ 1,015 | 940 | | 75 |
| 寺町 | 戸 460 | 460 | | |
| | □ 1,784 | 1,784 | | |
| 鍛冶町 | 戸 214 | 210 | | |
| | □ 844 | 844 | | |
| 大工町 | 戸 115 | 115 | | |
| | □ 460 | 460 | | |
| 松森町 | 戸 176 | 176 | | |
| | □ 769 | 769 | | |
| 博労町 | 戸 208 | 208 | | |
| | □ 1,047 | 1,047 | | |
| 塩町 | 戸 213 | 213 | | |
| | □ 898 | 898 | | |
| 菟町 | 戸 106 | 106 | | |
| | □ 458 | 458 | | |
| 蜷貝町 | 戸 659 | 659 | | |
| | □ 2,799 | 2,799 | | |
| 新蜷貝町 | 戸 304 | 304 | | |
| | □ 1,453 | 1,453 | | |
| 堤町 | 戸 217 | 217 | | |
| | □ 1,218 | 1,218 | | |
| 栄町 | 戸 349 | | | 349 |
| | □ 1,771 | | | 1,771 |
| 浪打 | 戸 730 | 667 | | 63 |
| | □ 3,527 | 3,212 | | 3,212 |
| 長島 | 戸 670 | 5 | | 665 |
| | □ 2,899 | 25 | | 2,874 |
| 浦町 | 戸 1,324 | 420 | 5 | 899 |
| | □ 7,369 | 1,115 | 25 | 5,229 |
| 古川 | 戸 1,052 | 140 | | 912 |
| | □ 5,302 | 700 | | 4,026 |
| 計 | 戸 10,519 | 7,519 | 5 | 2,995 |
| | □ 49,259 | 33,959 | 25 | 15,275 |

出典：『青森市火災誌』（『市史』資料番号511）より作成

注）東奥日報5月6日付によれば、警察署調査では市内全戸数8,920余戸の内、焼失軒数2,965軒、焼失戸数5,620戸、半焼戸数231戸、焼失土蔵347棟、半焼土蔵8棟、その他焼失建物5棟、解体船4艘、残戸数3,300余戸となっている。

表3 - 4 青森大火の死傷者・家畜数

| | 人 | | | 畜 | | | |
|---|-----|----|-----|---|---|-----|----|
| | 男 | 女 | 計 | 牛 | 馬 | その他 | 計 |
| 死 | 18 | 8 | 26 | 9 | 1 | | 10 |
| 傷 | 113 | 47 | 160 | | | | |

出典：『青森市火災誌』（『市史』資料番号511）より作成

表3 - 5 総損害調

| 種別 | 全焼 | 半焼 | 取潰 | 計 | 損害評価(円) |
|-------|-------|----|----|-------|---------------|
| 焼失戸数 | 5,232 | 7 | 7 | 5,246 | 4,286,509.690 |
| 焼失棟数 | 2,958 | 7 | 3 | 2,968 | 2,852,145.000 |
| 焼失倉庫数 | 19 | | | 19 | 135,295.000 |

出典：『青森市火災誌』（『市史』資料番号511）より作成

表3 - 6 主な焼失建物

| 建物別 | 坪数 | 価格(円) |
|-----------|-------|---------|
| 青森郵便局 | 4,499 | 20,000 |
| 皇室林野管理局支庁 | 115 | 12,509 |
| 専売局青森支局 | 87 | 11,789 |
| 青森公立病院 | 398 | 50,000 |
| 天主公会 | 94 | 7,900 |
| 青森連隊区司令部 | 40 | 3,000 |
| 青森市役所 | 185 | 6,572 |
| 東津軽郡役所 | 135 | 2,230 |
| 青森警察署 | 88 | 880 |
| 赤十字社青森支部 | 1,835 | 39,228 |
| 度量衡検査所 | 70 | 15,350 |
| 青森市水道部 | 63 | 3,000 |
| 青森高等小学校 | 665 | 20,000 |
| 新町小学校 | | 19,228 |
| 県巡査教習所 | 92 | 1,200 |
| 善知鳥神社 | 59 | 3,500 |
| 事代主神社 | 8 | 400 |
| 安定寺 | 86 | 6,000 |
| 常光寺 | 329 | 120,000 |
| 蓮華寺 | 310 | 40,000 |
| 蓮心寺 | 354 | 50,000 |

出典：青森県議会史編纂委員会編『青森県議会史 自明治二十四年至大正元年』
青森県議会、1965年、1,130頁より作成

罹災者救済 大火罹災者への救済は全県的、全国的に行われた。青森市に本社を置く東奥日報は紙上で一口10銭の義援金募集を呼びかけたが、八戸で発行されていた雑誌『はちのへ』にも義援金募集広告が掲載された（『市史』資料番号512）。青森市は北海道と本州との連絡地であり、青森県の経済的中心地であるのみならず、日本経済の一大要衝であるとして、一口10銭以上の義援金を6月いっぱい募集すると述べている。全国的な動きとしては、早くも5月12日付で徳富蘇峰^{とくとみそほう}主宰の国民新聞から工藤卓爾^{くどうたくじ}青森市長あてに1回目の義援金1万6,000円が届いて

いる（『市史』資料番号513）。5月30日には蘇峰自らが視察と慰問のために来青し、同社に寄せられた義援金4万円が届けられた。また、天皇・皇后からの救恤金1万円が下賜され、侍従の視察もあった（『市史』資料番号514）。旧藩主の伯爵津軽家からも見舞金2,000円が寄せられたほか、全国からの義援金は人員12万7,375人、金額16万1,038円42銭にのぼった。

災害時にはつきものの炊き出しについては、各所で見られたが、例えば、歩兵第五連隊は第一給養班を浦町小学校、第二給養班を青森師範学校、第三給養班を長島小学校、第四給養班を朝日座、第五給養班を青森市公会堂に設け、米・干飯・パン・牛肉缶詰など約10万食を供給した。罹災者の避難所は主なところとして、青森中学校112人、青森高等女学校296人、青森師範学校538人、長島小学校328人、朝日座147人、青森商業学校21人、青森市公会堂283人、正覚寺657人などがあつた。町別の救護舎の収容人員については、表3 - 7を見られたい。

表3 - 7 町別の救護舎の収容人員

| 町名 | 戸数 | 人口 | | |
|------|----|-----|-----|-----|
| | | 男 | 女 | 計 |
| 蛸貝町 | 34 | 55 | 72 | 127 |
| 新蛸貝町 | 9 | 27 | 18 | 45 |
| 柳原 | 2 | 2 | 4 | 6 |
| 浜町 | 3 | 6 | 6 | 12 |
| 新浜町 | 2 | 2 | 3 | 5 |
| 博労町 | 3 | 8 | 11 | 19 |
| 塩町 | 9 | 18 | 16 | 34 |
| 寺町 | 3 | 2 | 7 | 9 |
| 大工町 | 1 | 2 | 3 | 5 |
| 松森町 | 6 | 11 | 14 | 25 |
| 浦町 | 3 | 3 | 3 | 6 |
| 菘町 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 米町 | 5 | 5 | 5 | 10 |
| 新町 | 7 | 19 | 19 | 38 |
| 古川 | 3 | 4 | 8 | 12 |
| 合計 | 91 | 165 | 190 | 355 |

出典：東奥日報1910年5月17日付より作成

各官公庁も救済対策を示している。罹災者にとっては、仮設家屋の建設が緊要であったが、大林区署は木材の払い下げを罹災民優先とし、大火以前の価格で直接払い下げることを行っている。鉄道事務所は各地の官公庁からの救恤品の輸送をすべて無料とした。無一文で焼け出された人々にとって、生活費の工面は一刻を争う。郵便局は応急処置として、非常特別払いを始め、身分さえ証明できれば、何時でも無制限で払い戻しすることとした。表3 - 8は救護活動に関する経費をまとめたものである。

表 3 - 8 青森大火の救護活動経費

| 火災小屋掛費（円以下切捨て） | | |
|----------------|----------|---------|
| 木材 | | 17,076円 |
| 松丸太 | 4万本 | 3,000 |
| 檜杉松板 | 1万2,500坪 | 9,622 |
| 同 その他 | 2万4,000本 | 3,924 |
| 木摺 | 1万6,900本 | 107 |
| ヒバ角 | 5,064本 | 422 |
| 苫 | 1万8,900枚 | 1,074 |
| 縄 | 4,698丸 | 1,115 |
| 葎 | 3万8,500枚 | 3,032 |
| 運搬費 | | 505円 |
| 荷馬車 | 77台 | 15 |
| | 33台 | 16 |
| | 74台 | 33 |
| | 169台 | 67 |
| その他 | 手数料・荷造料 | 272 |
| 人夫賃 | 484人 | 265 |
| 雑費 | 炭32俵ほか | 19 |
| 合計 | 救助3,387戸 | 23,089 |

| 火災食料費（円以下切捨て） | | |
|------------------------------|---------|-------|
| 米 | 157石5斗 | 2,175 |
| 副食費 | | |
| 味噌 | 106貫 | 26 |
| 梅干 | 2樽 | 5 |
| 沢庵漬 | 2樽 | 6 |
| 塩 | 5升 | 32銭 |
| 運搬費 | 荷馬車44台 | 65 |
| 雑費 | | 325 |
| 人夫 | 544人 | 141 |
| 薪 | 5,375本 | 46 |
| 炊出米入桶 | 30個 | 13 |
| 炊出場所借上料 | 8日分 | 8 |
| 炊釜損料 | 8日分 | 4 |
| 蠟燭 | 8斤と5本 | 1 |
| 石油 | 1斗 | 2 |
| 合計 | 期間3～10日 | 2,606 |
| 男2,083人 女・老幼2,693人 合計 4,776人 | | |

| 火災避難所費用（円以下切捨て） | | |
|-----------------|-----------------|-----|
| 人夫 | 188人 | 92 |
| 木炭 | 10俵 | 2 |
| 石油 | 3升9合 | 1 |
| 蠟燭 | 1,030本 | 26 |
| 洋灯 | 5個 | 1 |
| 避難所借上料 | 15日間 | 89 |
| 合計 | 救助103戸338人、15日間 | 213 |

出典：青森県議会史編纂委員会編『青森県議会史 自明治二十四年至大正元年』青森県議会、1965年、1,130～1,131頁より作成

防火対策 青森大火後に定められた防火対策として、後述する「青森市建築取締規則」があるが、その前に青森大火以前の防火対策について記しておこう。日露戦争期に県から出された訓令甲第7号・諭告第3号は、戦局の推移とともに、軍人遺家族の住宅が増加し、「老幼婦女ノミ」の世帯が火災に遭う危険も増加していることや、市街地における軍隊の駐留も目立つので火災には十分注意することや、農作業中の留守家庭における児童のマッチによる失火予防などについて指摘している（前掲『青森県史 資料編 近現代2』資料番号215）。しかし、失火はいっこうに減らなかった。日露戦後に^{げんせん}出された訓令甲第23号は、火災は「国家生産ノ源泉」の枯渇につながり、「国家ノ進運」を妨げるものとして、その防止を厳しく説いている（前掲『青森県史 資料編 近現代2』資料番号216）。

1910(明治43)年の青森大火は、こうした防火論議がなされていた中で起こった。大火直後、青森県知事武田千代三郎は、市区改正、耐火建築、消防設備について提案しているが、決定版は5月17日に定められた「青森市建築取締規則」(前掲『青森県史 資料編 近現代2』資料番号217)であろう。同月15日付の東奥日報は「火災と屋上制限」と題して、^{いちききとくろう}一木喜徳郎内務次官の談話を掲載している。それによれば、青森県では1906年(明治39年)の屋上制限法で屋根には必ず不燃性物質を使用するようにしたため、今回の火災においてもトタン屋根の家屋は類焼を免れたものが多く、今後は欧米のように自治体や公共団体は労働者・貧民のために耐火建物を建築し、火災の予防と衛生状態の改善を図らなければならぬだろうと述べている。同月12日付の東奥日報の報じるところによれば、これより前の5月10日に開かれた青森商業会議所総会では、1906(明治39)年制定の建物制限規則(一木談話にある屋上制限法)による耐火防火建物の奨励は必要だが、現状ではとても無理なので、同規則の3か年の施行停止を議論している。「青森市建築取締規則」の制定をめぐって、必ずしも意見の一致を見ていたわけではなかった。

ともあれ、「青森市建築取締規則」の耐火に関する事項をまとめると、次のようである。

道路沿いに建物を建設する場合は、道路から1尺5寸(約45cm)以上離す。隣接家屋とも1尺5寸以上離す。ただし、地上から3尺以上、石・煉瓦・コンクリートなどの不燃性建材で防火壁や共同隔壁を設けた場合は、これに限らない。(第9条)

建物の屋根は瓦・スレート・^{いしわたばん}石綿盤(アスベスト)・金属板などの不燃性建材で葺く。(第11条)

^{ゆや}湯屋・鍛冶屋・パン屋など火を取扱う工場や営業者は、屋根裏と室内壁を防火構造にしなければならない。(第17条)

店頭こみせに小見世(軒下の小店)を設けてはならない。ただし、一定の区域内に各戸同一の構造で不燃性建材を用いて建築する場合は特別に許可する。(第19条)

倉庫・^{なや}納屋を木造にする場合、両端の壁は側面2尺以上屋上3尺以上の防火構造とする。(第22条)

煙突を設けるときは、その位置と高さについて所轄警察官署の指示を受けなければならない。金属製煙突が木材と接触したり、あるいは5寸以内に近接する部分には不燃性建材を用いたりして適当な防火装置をつくらなければならない。(第23条)

「青森市建築取締規則」は全39条におよぶが、特に屋根・小見世・壁・煙突に関して厳しい防火条件を課していたことがわかる。

そのほか、7月15日には県諭告第3号「鉄道沿線ノ建物改葺又ハ取払方」が出されている(青森県議会史編纂委員会編『青森県議会史 自明治二十四年至大正元年』青森県議会、1965年、1,133頁)。汽車の煤煙とともに飛散する火の粉による火災を防止するために、前出の建物制限規則を改正して、鉄道線路から20間(約36m)以内にある建物の屋根は不燃性建材で葺くこととされた。

大火後の青森市 大火後の東奥日報紙上には、青森市の復興再建に関する様々な主張が掲載された。「大火善後策」と題した武田知事の談話では市中を流れる運河開削プランもあがっている。青森築港の代わりに運河を開削して、内港として利用しようというものであった。全国各地からの「火災善後策回答」も掲載され、石川県輪島、新潟県直江津、富山県高岡、大阪市の事例などが報じられている。また、弘前の禁酒会長は失火の原因ともなる飲酒喫煙の禁止を勧めている。

大火は青森市の都市計画につらなり、大きな問題としては、茂浦(平内町、夏泊半島西岸)への移転の可否も含めた青森港の修築問題、柳原遊郭の旭町への移転が起こり、市会議員半数改選とも相まって、市政は混乱した。国による青森港修築は1915(大正4)年まで待つが、柳原遊郭(塩町から1890年に移転)の旭町移転は政争ともなりながら、決定に至った(『市史』資料番号465)。7月8日の青森市会では113万余円の1910年度追加災後経費案を可決している。

4月22日に第5代市長に就いた工藤卓爾(初代市長でもある)が市の幹部とともに立てた復興計画及び所要経費は次のようなものであった(青森県議会史編纂委員会編『青森県議会史 自明治二十四年至大正元年』青森県議会、1965年、1,134~1,135頁)。

青森市役所の仮庁舎(青森県物産陳列所)の様替費・屋上防火設備費、及び市役所倉庫・各課器具機械費 1万6,830円40銭。

高等小学校・女子実業補習学校の復旧費5,000円24銭。

新町尋常小学校の修繕費・器具機械費6,481円57銭。

橋本尋常小学校の建築費・器具機械費 4万562円70銭。

青森病院の建築費の一部5,000円。

図書館復旧の先送り。

消防機械置場・機械復旧・組織改良費5,923円80銭。

道路拡幅に伴う雨水溝費 4万9,467円1銭と道路修繕費 2万7,832円56銭1厘。

火防道路の設置。浦町停車場通は道幅10間、改修費 4 万8,673円69銭 9 厘。柳町通は11～12 間、改修費 4 万9,067円43銭。

金沢堰の改修費 1 万5,101円20銭。

各町火防用水路の修繕費 2 万920円35銭。

焼失した橋梁大小41か所の架替費^{かけかえ} 1 万7,450円。

中学道路の工事費1,250円。

青森県庁前の水路改修費8,951円70銭。

毘沙門堰^{びしゃもん}の改修費4,734円50銭。

道路・水路改修のための測量費1,434円。

焼失した街路便所 9 か所の復旧工事費1,337円。

県立青森中学校と新町尋常小学校の交換費 6 万円。

歳入不足額 5 万8,719円29銭の起債。

なお、青森市は罹災者で無職の者に対して職業を授けるとともに、市の産業発達を助成する目的で、義援金のうちから3,800円を支出して、授産場^{じゅさんば}を設置し、機織^{はたおり}・メリヤス・木工・漆工・漁網^{わらざいく}・藁細工の伝習計画を立てた（前掲『青森県議会史 自明治二十四年至大正元年』1,135 頁）。青森県会も 6 月28日から 7 月 4 日まで第12回臨時県会を開き、青森大火の善後措置を論じている。

(3) 1926（大正15）年の浪打大火

1926(大正15)年7月10日の午前11時ごろ、浪打古茶屋町^{ふるちやや}の青森電報社裏手方面から出火し、午後 1 時40分に鎮火したが、川村マッチ製造工場、東北タンク商会製口ウ工場、柿崎豊吉材木店木材置場などが焼失した。負傷者40名（別では46名）、重傷者なし。12日の青森警察署のまとめ（東奥日報13日付）では、損害額総計は136万8,000円。内訳は、不動産：住家4,405坪、200棟270戸、17万4,840円、工場並倉庫：1,575坪、36棟、17万6,250円。納屋：1,584坪、44棟、6万4,220円。商品並原料：置場敷地、326坪、価格88万6,000円。家財：米80俵 1 斗 5 升、1,264円、その他穀物920円、衣類 4 万5,100円、その他雑貨（調度類日常手回品）1 万9,509円。

同日は午前 1 時 5 分に長島125番地よりも出火し、全焼 8 棟半焼 4 棟、類焼戸数21戸という被害が出ている。相次ぐ出火に東奥日報には、青森は江戸の華を横取りしたとの記事も見られた。

浪打大火の特徴は、出火元がマッチ工場であったことである。工業地帯からの出火であった。そのため、罹災者の中からマッチ工場や隣接する口ウソク工場の移転を求める声があがった。これまでも大火には至らなかったものの小火は幾度かあり、住民は不安であったため、危険な工場を郊外へ移転してほしいということであった。これに対して、当該地域の大地主であった大坂金助は、防火整備を充実させることで工業地帯として維持するとして要請を拒否した。この背景には、第一次世界大戦後の都市化の中で、住宅地が拡大したことが挙げられる。1922(大

正11)年の東奥日報には「田園住宅」や「場末住宅」という文字が見られるが(青森県史編さん近現代部会編『青森県史 資料編 近現代3』青森県、2004年、資料番号475・476)、1920年代には堤川以東の青森市の東端に一般住宅地が広がっていた。

図3-1は1920年代はじめの青森市賦課戸数をまとめたものである。青森市は1920(大正9)年に人口が5万人を超えるが、この表からも青森市の住宅地は、旧市街は飽和状態にあり、東は浪打・栄町、西は長島・浦町に拡大していることがわかる。浪打大火はこうした既存の産業地帯と新規の住宅地が混在するという都市化の中で起こった大火である。

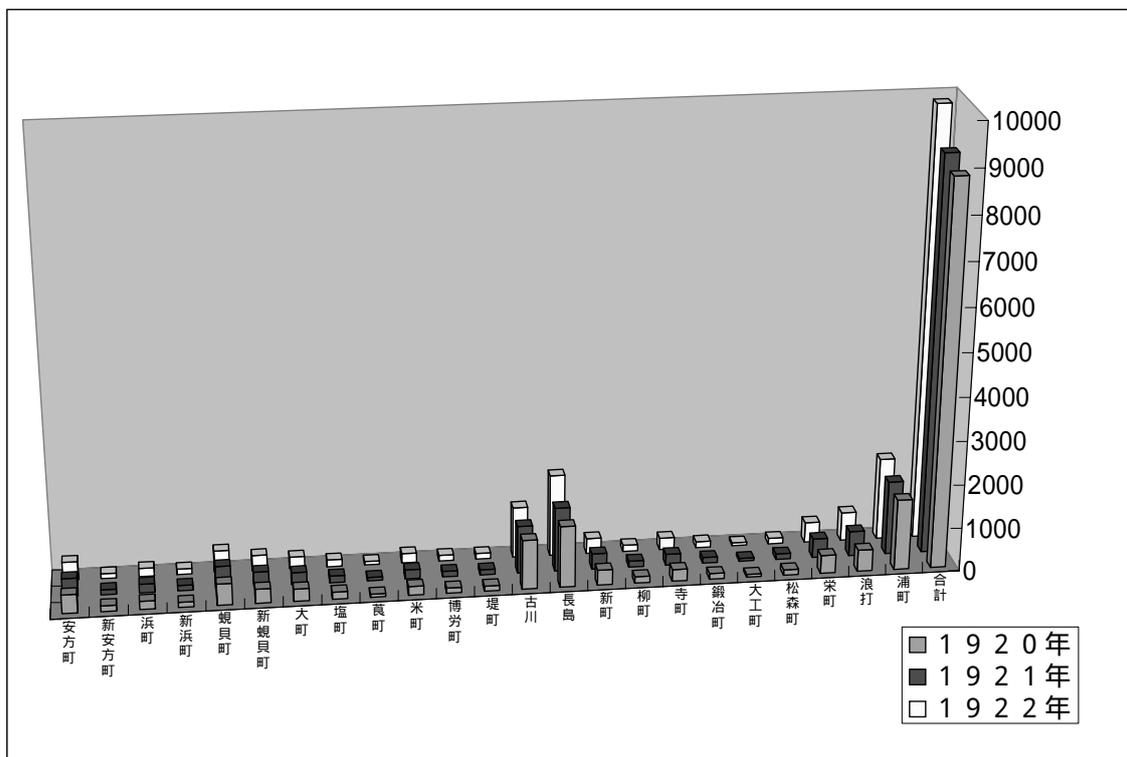


図3-1 1920年代はじめの青森市賦課戸数

出典：東奥日報1922年6月2日付「驚歎に値ひする場末住宅の増加」(青森県史編さん近現代部会編『青森県史資料編 近現代3』青森県、2004年、資料番号476)より作成。

また、浪打大火は青森市の消防体制の転換期に起こった火事である。青森市は、1921(大正10)年に消防の近代化を図るために自動車ポンプ2台を購入しているが、1926(昭和元)年には自動車ポンプは4台に倍増し、手引水管車17台、破壊器具2台が登場している。一方、高張提灯や纏などの近世以来のスタイルはなお存続しているものの、旗は1925(大正14)年を最後に消えている。消防手の動向を見ても、1926(昭和元)年は常備消防手や一・二等消防手が大幅に増加した年である(青森市史編纂室編『青森市史 第6巻 政治編』青森市、1961年。復刻版：国書刊行会、1982年、934~936頁)。浪打大火が起こった1926年は、近世的様相から近代的スタイルへと転換した年といえよう。

(4) 1940（昭和15）年の古川^{ふるかわ}大火

1940（昭和15）年10月8日午後4時40分、古川からあがった火の手は、警防団や学生隊、軍隊による消火活動もあり、午後7時過ぎに鎮火した。中央ホテル、中央座、古川^{れんばい}廉売場、青森青湾信用出張所、成田医院など124棟233戸が全焼した。青森警察署は本部を電気館に移して活動し、国防婦人会は炊き出し、青工、青夜中、青師の学生隊も罹災者の家財運搬、弘前師団は26名の衛生兵が来青した。損害は80万円、古川、新町両小学校などが避難所に指定された。

東奥日報に報じられた千葉伝蔵青森市長の談話によれば、古川大火の原因は、家屋の密集地帯で防火線が完全でなかったことと、旧金沢堰に水がなかったため水道に頼らねばならずホースの水圧が減じて思うような消火作業が行えなかったことだとされた。一方で、それ以上に火の手が広がらなかった要因として、家庭防空群の決死的な活動を挙げている。つまり、本来は戦時体制下の防空活動が消火活動に際しても機能したということである。

また、10月9日の青森市会で千葉市長は、警防団による破壊消防が行われなかったことが大火に至った要因ではないかと述べて、警防団と常備消防団の相互連絡を密にする必要を説いている。破壊消防の効果については支持する意見も出た。「劫火燃ゆること三時間銃後強化週間中不慮の遺恨事^{いこん}」（東奥日報「東奥春秋」欄）と表現されたように、古川大火は10月7日から始まった銃後奉公強化週間（7月11日まで）の最中に起こった。市中の失火に対する防火活動が戦時体制下の防火活動、すなわち空襲による火災に対する消火活動にスライドされ、いわばその予習的位置づけをされたことがうかがわれる。事実、東奥日報紙上には「青森大火後聞 防空演習で鍛へた腕前を見事に活用」という記事が見える。戦災との類比がされた点に古川大火の特徴がある。

また、東奥日報10・11付「青森市災後復興 都市計画と関連実施」は千葉市長の都市計画案を紹介しているが、1943（昭和18）年春には1935（昭和10）年策定の青森都市計画地域が変更され、商業地域・工業地域・住居地域などの見直し、都市計画街路の変更がなされた（青森県史編さん近現代部会編『青森県史 資料編 近現代4』青森県、2005年、資料番号243・244）。なお、古川大火については戦地の郷土兵にも伝えられ、前線からの義援金も寄せられている。

(5) 1947（昭和22）年の北金沢^{こせんきょう}大火

1947（昭和22）年4月18日午後2時50分ごろ、北金沢の旭町踏切跨線橋^{こせんきょう}付近から出火し、西南の風十数mの強風にあおられ、北金沢の一部、^{なか}仲町、長島、新町の一部に及び、午後5時半鎮火した。被害は焼失戸数325戸、主な焼失建物は明治座、県庁舎（カマボコ兵舎）であった。古川小学校、旭町郵便局、県庁古川官舎は類焼を免れた。

原因は火元付近を走る列車からの飛火であった。鉄道沿線の防火体制については、前述したように1910（明治43）年の青森大火直後に指示されていたことであるが、容易には進まなかったようである。東奥日報紙上でも防火計画が戦争で中断していたことが指摘されている。時の青森市長横山^{よこやまみのる}実も戦後復興に水を差した大火として、「一大損失」を嘆いた。

青森市罹災者救護対策委員会によれば、次のような物資が罹災者へ提供された。主食 = 米(1 日 2 合 5 勺^{ごうしやく}として 5 日分)・みそ(1 人 100 匁)・醤油缶詰(1 人 1 ポンド)・ミルク(調査の上乳幼児 1 人 1 ポンド) 衣料(1 戸当り) = 毛布(2 枚)・冬シャツ上下(1 組)・児童用シャツ(1 組)・婦人用シャツ(1 組)・地下足袋^{じかたび}(2 足) 日用品 = ローソク(半袋)・マッチ・石鹼^{せっけん}(2 個)・タオル(1 本)・蚊帳^{かや}(2 戸に 1 張)・釜(6 戸に 1 個)・木炭(1 俵)・雑把木(1 把)。

さて、北金沢大火の際に起こったトラブルとして、破壊消火家屋に対する保険金支払問題があった。県の内務部長は消防車不足などもあって、消火活動における家屋破壊の必要性を強調したが、当初、破壊消火の対象となった家屋に対して保険金が下りないという風評が立った。これは後日、訂正されたが、罹災者に不安をもたらした。

罹災者への義援金募集も行われたが、「義援金募集街頭音楽会」が行われたことが注目される。北門マンドリン倶楽部、曙軽音楽団、青響室内楽団、白蝶楽劇団、銀嶺^{ぎんれい}楽団、北友楽団などいずれも青森文芸協会所属のグループによって、4月26日、青森駅前広場、旧松木屋跡、堤橋付近、古川跨線橋付近で行われた街頭音楽会では義援金8,723円余が集まった。翌4月27日には青森市役所議事堂で合同演奏会が開かれている(主催:東奥日報社・青森文芸協会、後援:青森市役所・青森警察署)。さらに、翌4月28日には、救援興行として青森県興行組合(会長山田寅三)による映画上映があり(後援:東奥日報社・青森警察署・税務署)東宝劇場(希望の青空)・松竹映画(バラ屋敷の惨劇)・新興劇場(模範女性の殺人)が参加した。いかにも戦後的な対応といえよう。

なお、北金沢大火の2か月後の6月19日午後11時30分ごろ、青森駅前新興街(露店市場)から出火し、3棟121店(雑貨部42・青果部79)が全焼し、翌20日午前零時10分に鎮火した。火鉢の火の不始末が原因とされ、損害金額は約80万円であった。

3 大火後の都市計画と防災組織

それぞれの大火後に取り組みされた都市計画と防災組織について、あらためてまとめてみよう。

明治初年には1872(明治5)年の大火の翌年に「失火消防規則」が出されたのをはじめとして、消防における指揮命令系統が定められた。明治中期の1894(明治27)年には防火線に関する通牒が出され、防災都市に向けた計画が練られている。その関連で水道敷設事業も着手された。

大規模な防災計画としては、1910(明治43)年の青森大火後の「青森市建築取締規則」がある。個々の建物への規制を含めた同規則は、近代青森の防災都市計画としては画期的なものであった。同時に遊郭の移転や築港問題が起こったことも、大火を契機に近代的都市づくりに歩み始めたことを示唆している。さらに、昭和戦時期において、青森都市計画地域が変更され、

商業地域・工業地域・住居地域などの見直し、都市計画^{がいろ}街路の変更がなされたことは、戦後の都市計画にもつながるものであった。

昭和期の防災体制としては、1932（昭和7）年9月に東北で初めて火災報知器87台を設置していることが特筆に価するだろう。1934（昭和9）年には、1930（昭和5）年創設の私設の青森市水上消防隊が公設の青森市海上消防団となり、1939（昭和14）年には警防団令の発令によって、消防組と海上消防団は青森市警防団と青森市海上警防団に変更された。青森市警防団は、5分団、青森市海上警防団は2分団から構成され、各分団に消防部・灯火管制部・警備部・警報部・配給部・工作部・避難所管理部の8部を設けていた。定員は青森市警防団が1,200人、青森市海上警防団が105人であった。

敗戦後の1947（昭和22）年に警防団令が改正され、消防部を残し、他はすべて廃止された。翌48（昭和23）年3月の消防組織法の公布によって、消防部は自治体消防となり、青森市消防団となった。

【第3編第1章参考文献】

青森市史編纂室、1961：『青森市史 第6巻 政治編』（復刻版：国書刊行会、1982年）。

青森県議会史編纂委員会、1965：『青森県議会史 自明治二十四年至大正元年』。

青森県史編さん近現代部会、2003：『青森県史 資料編 近現代2』。

青森市史編集委員会、2004：『新青森市史 資料編6 近代（1）』。

青森県史編さん近現代部会、2004：『青森県史 資料編 近現代3』。

青森県史編さん近現代部会、2005：『青森県史 資料編 近現代4』。

東奥日報

第2章 秋田県域

1 秋田市、能代市の地理的・歴史的特徴

(1) 秋田市

県都秋田町 1871（明治4）年1月13日、藩名が久保田藩から秋田藩に改められたことに伴い、城下町の名もこれまでの久保田から秋田町に改称された。なお、この秋田町は、行政単位ではなく、一般呼称として用いられていた。同年7月14日、^{はいほんちげん}廃藩置県が行われ、秋田藩は秋田郡（1879（明治12）年に北秋田郡と南秋田郡に分かれる）・^{かわべ}山本郡・^{せんぼく}河辺郡・^{ひらか}仙北郡・^{おがち}平鹿郡・^{おがち}雄勝郡の6郡からなる秋田県となり、同年12月には^{ゆり}由利郡と^{かづの}鹿角郡の2郡が加わって、現在の県域が確定した。

秋田県の成立とともに秋田町は県都に選ばれ、1872（明治5）年3月に秋田県庁が旧久保田城本丸に開庁した。しかし、この庁舎は高台で不便であったことから、同年10月に旧久保田城そばの^{ひがしねごやまち}東根小屋町の旧藩校^{めいとくかん}明德館に移転し、また、1873（明治6）年8月に失火により庁舎が焼失したため、県庁は同年11月に旧庁舎そばの長野町に移転し開庁した。その後、県庁職員の増加に伴い新庁舎の建設が計画され、旭川を挟んで^{とまち}外町の川反二丁目の向かい側にあたる土手長町の土族屋敷を買い求めて新庁舎を建築し、1880（明治13）年4月に移転した。このように、^{うちまち}廃藩置県後の秋田県庁は数度移転を重ねたが、移転先はいずれも旧久保田城南側のごく限られた内町（土族町）の一部であり、外町と呼ばれる商人町に移動することは計画に入っていなかった。

内町の官庁街 1873（明治6）年から1877（明治10）年ごろにかけて、県庁以外の行政機関も急速に整備されていった。1876（明治9）年4月には、県庁内に設けられた警察所内にあった第一警察出張所が、外町の^{とまち}大町三丁目に庁舎を新築して独立した（1877（明治10）年3月に秋田警察署となる）。また、1876（明治9）年2月県庁内に秋田県裁判所（後に弘前裁判所秋田支庁）が開設され、同年12月には秋田区裁判所も県庁内に開庁した。その後、両裁判所は東根小屋町に新庁舎を建て、1877（明治10）年1月に移転した。

1878（明治11）年7月22日、大小区制が廃止され、郡区町村編成法が公布され、秋田町には土手長町に南郡役所が置かれた。1881（明治14）年6月には、新築された秋田県庁の構内に警察本署が移転されたのを機に、^{とまち}大町三丁目にあった秋田警察署が廃止され、その業務は本署が引き継ぐことになった。そして、1883（明治16）年に警察本署内に再び秋田警察署が置かれ、もともと外町にあった秋田警察署は結局は内町に設置されることになった。また、^{うちまち}廃藩置県後に秋田町には内町に牢屋（監獄）が3か所（花立町、土手長町上町、旧城内二の丸）あったが、

その後土手長町と長野町に監獄が新築された。一方、1878（明治11）年に秋田師範学校が長野町に、1880（明治13）年に女子師範学校が西根小屋町に、1882（明治15）年に秋田中学校が長野町に開校した。以上のように、県都秋田町の土族町である内町は、主要な官庁や学校が集まる秋田県の政治・行政・教育の中心地として発展していった。

商業地の内町 藩政期から武士の居住する内町に対して、町人が居住した外町は商業の中心地として発展した。1872（明治5）年に茶町の幸野治右衛門が取り扱いを始めた郵便取扱所は、1875（明治8）年に久保田郵便局となり、1878（明治11）年には秋田郵便局と改称した。また、1878（明治11）年には秋田電信局が本町四丁目に開局した。こうして通信基盤の整備が進むとともに、金融機関の設立・進出も見られ、商業発展の基盤が整っていった。1879（明治12）年、第四十八国立銀行が茶町菊ノ丁に開業し、翌1880年には第一国立銀行出張所（翌年支店に昇格し、秋田支店となる）が大町三丁目に開設されている。1884（明治17）年の「秋田県勸業年報」（秋田県公文書館蔵）によれば、当時の秋田町の住人の職業は雑業が多く、また主要な商業は米穀・呉服・太物・諸醸造物・小間物などであった。また、秋田町には藩政期から下米町に遊郭があり、明治期になって遊客が増えると豪華な酒樓が建設された。その中でも、1874年（明治7年）に建設された「伊呂波屋」は、3階建ての壮大な建物であった。

一方、道路拡張などの町づくりも進められた。1872（明治5）年4月10日、大町から出火し7町内316戸を焼失する火事があった。この火事に対して秋田県は、強風でもないのに延焼が拡大したのは、市街の道路が狭く家屋が密集しているからであるとして、防災のために本町通りは幅9間に、小路は幅8間に拡張するよう定め、街路の拡張が進められた（「管内布達扣」秋田県公文書館蔵）。また、旭川を挟んで内町と外町を結ぶ橋は、1874（明治7）年の秋田県内橋梁調査によれば10橋あり、それらの橋は長さ9間2尺（約17m）～14間（約25m）、幅6尺（約1.8m）～1丈3尺（約4m）（「第一課駅通掛事務簿式番」秋田県公文書館蔵）であり、これ以後も新規の架橋や修繕が積極的に進められた。

以上のように、県都秋田町は県下の政治・行政・経済の中心地として発展し、1885（明治18年）の総人口は3万254人、そのうち土族は1万3,444人（44.4%）、平民は1万6,810人（55.6%）であった（「秋田県統計書」秋田県公文書館蔵）。1888（明治21）年4月25日、市制・町村制が公布され、翌1889年の施行によって4月1日、秋田市が誕生した。その後、1898（明治31）年の秋田市への歩兵第十七連隊の移駐、1905年（明治38）年の奥羽線全線開通によって、秋田市は軍事都市、交通都市としての面も持つようになり、近代都市として更に発展を遂げた。

(2) 能代市

港町能代 「日本書紀」に淳代^{ぬしろ}、また「続日本紀」に野代湊^{のしろ}として登場する能代市^{のしろ}は、秋田県北部の日本海に面した米代川^{よねしろがわ}河口に位置する都市で、古くから日本海交易の重要な拠点として発展してきた。また、市の中心部を流れる米代川上流は、天然の秋田杉を産した広大な森林地帯である。一方、能代市の海岸沿いには「風の松原」として知られる、砂防のために藩政時代から植栽されてきた日本最大規模の松林があることからわかるように、非常に強い海風が吹く地域でもある。

能代が港として栄えるのは檜山安東氏^{ひやまあんどう}が定着してからで、16世紀に入ると米代川上流域から筏に組んで流送されてくる木材の集散地として繁栄した。佐竹氏入部後の久保田藩時代には能代奉行^{びぎょう}が置かれ、米代川上流域の阿仁銅山からの銅、森林地帯からの秋田杉の移出港として発展した。享保15(1730)年には、能代村を改め能代町になり、町庄屋^{ちやうしょうや}が置かれ、町々は5つの組に分けられ、組ごとに選ばれた町宿老^{しゆくろう}・丁代^{ちやうだい}が町庄屋を補佐した。藩政期の町方の軒数は、おおよそ1,100~1,500戸で推移した。

東洋一の木都 明治以降も資源としての秋田杉の重要性は変わらず、米代川上流域の森林地帯が国有林化されたことにより、その重要性は一層増したが、伐出した木材を移出するという能代町における木材業の形態は藩政期と変わらなかった。しかし、1907(明治40)年、井坂直幹^{いさかなおもと}によって秋田木材株式会社が設立され、それ以後能代の木材業は製材機械を用いた木材工業へ発展し、第一次大戦後には能代は東洋一の木都と称されるまでになった。一方、1905年(明治38年)の奥羽線全通と1908(明治41)年の能代線開通により、能代の木材は鉄道で直接東京などの消費地に出荷されることになり、能代港は衰退していった。

また、1889(明治22)年4月1日の市制・町村制施行開始により、能代町は能代港町となった。当時の戸数は2,290余戸、人口は1万780余人であった。

軍需工場地帯 戦時下の1940(昭和15)年10月1日、市制が施行され能代市が誕生した。当時の戸数は6,887戸、人口は3万8,105人であった。戦時統制のもとで、木材業界は軍需産業として厳しい統制を受け、都道府県ごとに木材会社を一本化することになった。秋田県では1942(昭和17)年に秋田県木材株式会社が設立され、能代市の製材工場も軍需工場と化した。こうして、能代市は軍需工場地帯として県内の最重要防空地帯に指定され、1945(昭和20)年7月には建物疎開が実施され、約5万6,000m²が防空地帯となったが、能代市が空襲を受けることはなかった。

敗戦後、能代市の木材業は紆余曲折を経ながらも軍需から民需へ転換した。1955(昭和30)年4月、桧山町^{ひやま}、つるがた^{つるがた}、あさない^{あさない}、ときわ^{ときわ}村が能代市に編入合併した。同年の国勢調査では、能代市の世帯数は1万1,819戸、人口は6万3,420人であった。

2 秋田市、能代市における主な大火の実態と特徴

(1) 1886（明治19）年の秋田町大火（俵屋火事）

延焼の状況 近代以降の秋田市の災害史上、特筆されるのは秋田町の外町の大半を焼き尽くした1886（明治19）年の大火、いわゆる俵屋火事である。同年4月30日、午後11時10分ごろ、川反四丁目の田原吉之助（通称俵屋）、亀谷東吉両家の間の熨斗板（平らに張った板張り）から出火した。なお、出火の原因は神棚の灯明の不始末と伝えられている。当日午後7時30分、秋田町に東京気象台から強風の警報が発令された。その後、風はますます強くなり、出火当時は東南の烈風が吹いていた（風速21.8m）。

この烈風により、川反四丁目から出火した火は瞬く間に、西側の本町四丁目に燃え移り、続いて西北方向に茶町梅ノ丁、大町三丁目、茶町扇ノ丁、田中町、下亀ノ丁、柳町、上米町二丁目、下米町二丁目、寺町などに延焼した。また、火が出火元の北側の町三丁目、大町二丁目、川反三丁目、川反二丁目に延焼中に、火元から東南に6、7町離れた旭川対岸にある中亀ノ丁上町の岡本賢の長屋から出火した。なお、この出火の地点からは爆発弾のようなものが破裂した破片が見ついている。この出火による火も強風にあおられ、西隣の西土手亀ノ丁から旭川対岸の川反下五丁目、川反上五丁目横町と西北方面に燃え広がり、先の出火による延焼中の火と合わさって西南方面の下肴町、本町五丁目、川反四丁目、川反六丁目、本町六丁目、舟大工町、豊嶋町、十人衆町、八日町、鉄砲町、誓願時門前町、四十間堀町に延焼した。また、最初の出火元から延焼した大町二丁目の火勢は激しく、その火勢は二手に分かれ、一方は西北方面から更に西に燃え広がり、茶町菊ノ丁、上肴町、上亀ノ丁、大工町、新大工町、保戸野鉄砲町、保戸野南鉄砲町、北鉄砲町、花立町に至った。もう一方の火勢は、北に燃え広がり大町一丁目、川反一丁目、上通町、中通町、保戸野川反町、保戸野本町、保戸野川反後町、保戸野下仲町、保戸野表諏訪町五丁、保戸野下町、保戸野愛宕町、保戸野新町などに至った。その上、飛び火によって秋田町から西北方面に離れた八橋村、寺内村も延焼した。火災は一晩続き、翌5月1日午前7時に鎮火した。

被害状況 出火と同時に消防夫が出動し、必死の消防活動を行うとともに近隣各所から多数の応援消防組や手伝人が駆けつけて消防に努めたが、強風により火勢は一向に衰えずなすすべがなかった。しかし、消防夫の多くが被災者でもあったため、自分の家の防火に奔走し、消防隊としての組織的な消火活動ができなかったという一面もあった。警察官や県庁職員は専ら人命を守るために、被災者の保護誘導に全力を尽くした。この火災による被害は次のようであった（「明治19年5月6日第一部庶務課事務簿」秋田市立中央図書館蔵）。

- ・焼失戸数3,554戸（秋田市街53丁3,396戸、八橋村97戸、寺内村61戸）
- ・焼失諸施設：
 - 神社19、寺院61、小学校 1、電信分局 1、郵便局 1（秋田郵便局）銀行 2（秋田四十八銀行、東京第一銀行支店）町村戸長役場 5、口伝取締所 1、会社 3、巡查派出所 1、劇場 2、土蔵205、板倉82、電信柱57
- ・死亡者17人（男11人、女 6人）
- ・怪我人186人（火傷56人、挫傷19人、刺傷 6人、足関節捻挫傷 3人、足上兼骨傷 1人、眼病障101人）

なお、死亡者のうち死因が判明している者は16人で、14人が焼死、2人が溺死であった。

被災者の救助 この大火の被災者に対する救助は、迅速にできる限りの適切な努力が払われた。火災が鎮火した5月1日、秋田県令青山貞は各商店に対し、日用品の価格をつり上げて販売することがないようにとの告諭を即座に発して、物価の暴騰を未然に防いだ。被災者救助は南秋田郡役所が担当し、焼失をまぬがれた社寺、学校、病院等は避難所になるとともに炊き出しや傷の手当が命じられ、炊き出しを受けた者は2,500人にのぼった。5月2日には、家を失った被災者のために、五丁目橋脇備荒倉の前と南秋田郡役所敷地に仮小屋3棟の設置に着手した。なお、同日夜の時点で避難所に避難していた人数は2,018人で、内訳は次のようであった（前掲史料）。

秋田師範学校1,096人、旭南^{きよくなん}小学校162人、保戸野小学校191人、明德^{めいとく}小学校26人、八橋第一勸業場200人、五丁目^{びごう}備荒倉122人、八幡神社・秋田神社158人、下長町照明社45人、南秋田郡役所敷地建物 8人

一方、焼失を免れた秋田町の有力者である那波^{なば}三郎右衛門は、白米1,000俵を抛出して被災者に配分し、消火に尽力した各消防組に対しても金50円ずつを贈り、ほかにまた感恩講^{かんのんこう}（那波家の祖先が文政12（1829）年に有志と共に設立した窮民救済の機関）の非常用赤倉からも米1,000俵を出して救済にあてた。他方、宮内省からは金2,000円の御下賜^{ごかし}があり、農林省からは官木の立木3万本が払い下げられた。

(2) 1949（昭和24）年の能代市大火（第1次）

火災の状況 敗戦後の復興途中に起こった能代市の第1次大火は、市街地のおよそ4割が焼失し、能代市民に大きな打撃を与えた。火災の状況は次のようであった（能代市「市政便り」43号、1954（昭和29）年8月1日発行）。

出火時刻：1949（昭和24）年2月20日午前零時35分

鎮火時刻：同日午前8時40分 約8時間5分

出火地点：清助町新道52、三国仁三郎所有樽丸作業所内

風雨風速：出火時には西風9mであったが、午前2時ごろから北西風に変わり、風速最高18m、瞬間的には20m以上に達した。

積雪湿度：例年なら相当積雪があるが、この年は暖冬で積雪は皆無であった。湿度48%

火災は常備消防部消防員が望楼から発見した。発見後、すぐに3台の消防ポンプ車が出動したが、現場に到着したころには、強風にあおられて火は、^{まさき} 榎^ぶ 葺きや杉皮^ぶ 葺きの屋根を這うように燃え広がり、しかも火は高く上がらないで、東の方向へ横に拡大していった。さらに、飛火のために多数の場所から火の手があがり、数十か所で同時に燃えはじめるという状態であった。なお、当日の延燃速度は最大1分当たり12.5m、燃焼度は1分間に平均460m²と推定されている。

市は、周辺町村に消火の応援を要請し、午前2時ごろには応援に駆けつけた消防ポンプが次々と到着した。しかし、水槽の場所や、市内の状態をよく把握していないこともあって、迅速な消火活動は十分にできなかった。その後、風が次第に弱まるにつれ火勢も弱まってきた。一方、消防活動では第二小学校の前に防御線を張り、破壊消防を併用して延焼を食い止めるとともに、島町本通りに土蔵の密集地帯があったことと、消防ポンプによる消火活動で、島町や能代駅方面への延焼は食い止められた。

被害状況と救助 この大火による被害は「市政便り」43号などによれば次のようであった。

焼失区域：市街中心部及び木材工場区域の東西約1,500m、南北約800m、

面積25万2,200坪（約83万m²）、市街地面積の42%

焼火戸数：1,716戸、全戸の1 / 5

焼失棟数：住家全焼1,295棟、非住家942棟、破壊消防による住家5棟

罹災人員：8,776人

死傷者：死者3人、重傷15人、軽傷者50人

焼失建坪：2,238棟

損害額：47億2,500万円

大火によって、下川反町、材木町、大町、万町、幸町、上川反町、馬喰町、羽立町、長板町、富町、御指南町、横町、後町、島町の一部と能代市中心地が焼失し、市役所、地方事務所、能代署、郵便局、裁判所などの官庁が全焼した。また、民生病院が全焼し、能代病院は北病棟だけが全焼した。そして、能代市産業の根幹である木材産業の諸施設も大半が潰滅した。

一方、被災者の救助活動は、第二小学校が仮市役所になって進められた。大火の翌日2月21日から被災者への物資配給が始まり、パン、味噌、醤油、作業着、手ぬぐい、^{たひ} 足袋、マッチなどが配られた。秋田県、秋田市は救援隊を出すとともに、米、毛布などを急送して被災者を救護した。また、全国から多くの見舞金と見舞品が寄せられ、見舞金は18億2,560万957円にのぼり、天皇、皇后両陛下は御下賜金300万円を寄せられた。

復興事業 能代市は大火の直後から即座に、復興事業の基本計画である「火災復興都市区画整理事業」(5か年継続事業)を開始し、まず区画整理から取り組み、多くの困難が予想された寺院と墓地の総括的移転を断行し、1953(昭和28)年度に一応完了を見た。この都市計画施行の総面積は21万8,385坪(約72万 m^2)、復興に関する総事業費は総額3億5,684万1,000円(国庫補助1億8,724万1,000円、起債1億4,295万円、一般歳入2,665万円)で、その事業内容は次のようであった(「市政便り」43号)。

火災復興事業費 総工費...2億9,538,000円

内訳

- (1) 用地費...39万円 (2) 物件移転費...2,981万1,000円
- (3) 街路事業費...9,971万1,000円 (4) 墓地移転費...1,422万5,000円
- (5) 橋梁費...4,276万1,000円 (6) 貯水槽防火施設費...1,556万8,000円
- (7) 自動車ポンプ購入費...707万2,000円
- 下水道事業費...3,451万7,000円
- 市有建物建築費...5,335万8,000円
- 市営住宅建築費...5,942万8,000円

(3) 1956(昭和31)年の能代市大火(第2次)

火災の状況 1949(昭和24)年の第1次大火からようやく復興し、市民生活も元のように活気を取り戻し始めた1956(昭和31)年、能代市は再び大火に見舞われた。火災の状況は次のようであった(能代市「市政便り」51号、1956(昭和31)年4月10日発行)。

出火時刻：1956(昭和31)年3月20日午後11時

鎮火時刻：同21日午前5時30分

出火地点：畠町20番地田中鉄方

出火時の気象：温度3度、湿度65%、風向は出火時は東風で2時間半後に東北東、風速は
発火当時14.5m(突風21.8m)で、平均風速9.75m(午後11時～午前7時)

また、大火発生の原因は次のように考えられている。

出火地点が市の中心部、能代駅北方約300mのところであり、烈風下でかつ東、東北東と風向の変化が著しかったこと。なお、延焼速度は1分間に約460 m^2 と推定されている。

10日間にわたる好天のため空気が乾燥し、湿度が低く危険な状態であったこと。

消防水利が充分でなかったこと。

不燃性耐火構造の建物がほとんどなく、出火建物がバラック住宅で風下住宅も過密なバラック街であったこと。

道路幅員の狭小及び公園緑地の不十分(焼失区画内には公園緑地がない)。

火災の発見並びに通報の遅延したこと。先着の消防隊が現場到着の際は既に火元建物の内部は全面的に焼けており、猛烈な火流は烈風に煽られ風下建物に燃え移りつつあった。飛火、火災が続発したこと。

なお、この大火の原因になる出火の数時間前にも火災があった。その火災は午後5時15分に、市内明治町の山方木材工業の工場裏から出火した。強風のために火は燃え広がったが、午後10時30分過ぎに鎮火した。この火災で出火元の工場2棟と付近の住宅4棟が焼失した。この火災消火のために出動していた消防のタンク車には、10時30分ごろに引き揚げの指令が出て、ホースなどの撤収作業に取りかかった。この撤収作業中に、大火の原因となる出火が起きたため、消防の消火活動が迅速に行えなかったともいわれている。

大火は、市街を焼き尽くしていったが、午前3時ごろになると、風向きが東北東に変わり、強風も次第におさまりはじめ、周辺町村からの消火応援隊の協力もあって、火勢は衰えていった。

被害状況 この大火による被害は「市政便り」51号などによれば次のようであった。

焼失面積... 9万5,300坪 (約31万4,000㎡)

焼失世帯数... 1,363世帯 (全世帯の約12%)

焼失棟数... 1,475 (住家1,156, 非住家319)

焼失建物延... 5万4,222坪 (約18万㎡)

内訳：住 家 4万1,184坪 (約13万6,000㎡)

非住家 1万3,038坪 (約4万3,000㎡)

罹災者数... 6,087人

死傷者数... 死者0、重傷15、軽傷194

主なる焼失建物は、湊城家政学院、同幼稚園、日刊能代新聞社、菊地医院、鈴木医院、藤田医院、塚本婦人科医院、小林歯科医院、八幡神社、護国殿、感応寺、柳町新道郵便局、出戸町交番所、丸ノ百貨店などであった。また、被害総額は20億1,638万円で、その内訳は以下のようであった。

一般住宅... 8億7,516万円

非常家..... 2億7,705万7,000円

家財..... 7億8,269万3,000円

機械..... 8,147万円

一方、能代市は即座に復興事業に取り組んだ。復興事業は3か年計画で、都市計画の施行面積は12万5,000坪(約41万2,000㎡)、復興に要した総事業費は総額2億1,997万円であった。この事業によって、被災地域には防火建築が建ちならび、不燃都市建設の一步を踏み出した。主な復興関係事業は次のようであった(能代市「市政便り」64号、1958年(昭和33年)8月1日発行)。

区画整理と街路築造事業

土地区画整理の対象面積12万5,000坪(約41万2,000㎡)

内訳：宅地8万9,102坪56(約19万5,000㎡)

道路3万1,977坪44(約10万6,000㎡)

緑地3,920坪(1万3,000㎡)

区画整理に要した事業費1億4,253万6,000円

内訳：測量費89万円

換地清算費296万9,000円

整地費804万1,000円

家屋移転費5,277万3,000円

井戸その他2,201万1,000円

幹線街路費1,407万1,000円

補助街路費2,952万7,000円

墓地移転費364万8,000円

事務費860万6,000円

公営住宅の建設

- ・仮設住宅...県営工事として向ヶ丘市有地約6,500坪(約2万1,500㎡)を整地し、1戸5坪(約17㎡)346戸(173棟)を建築
- ・キリंगा原木造住宅...元家畜市場跡に平家1戸建(9坪)60戸建築
- ・男鹿街道脇木造住宅...養老院の後方に、平家1戸建(9坪)を68戸建築
- ・簡易耐火構造住宅...住吉町にブロックによる簡易耐火構造住宅2階建108戸(1戸10坪)建築
- ・寿域長根木造住宅...天理教後方に木造平家1戸建(9坪)を42戸建築

3 大火後の防災と都市計画

(1) 秋田市

消防組 明治年間秋田市街には、数多くの火災が発生しているが、秋田県は1881（明治14）年に火災対策として「火防取締規則」を制定・公布して、消防の組織、信号、規律などを決めた。また、同年秋田町はフランス式腕用ポンプを設置している。1886（明治19）年の秋田町大火（俵屋火事）の後、1889（明治22）年に秋田町は消防組設置規則を制定して、消防組6組、ポンプ4台の設置を取り決めた。その後、消防組の設備の近代化は進まず、蒸気ポンプが導入されたのは1909（明治42）年であり、また、少なくとも1906（明治39）年ごろまでは消防専門の警鐘もなく、警察署の警鐘を鳴らしていたものの、その音は小さすぎるために消防夫が駆けつけるのが遅れて大火になることもあった。こうした消防設備の不備のもとで、消防組の消防夫は団結と連携活動で市中を火事から守っていたが、消防夫への行政からの手当はそれで生活できるほど十分なものではなく、当時の行政にとって消防は町の奉仕活動という位置づけにすぎなかった。

遅れた防災都市化 俵屋火事以後も秋田市では大きな火災があとを絶たなかったが、秋田県では市街地に建築する建物を耐火構造にする規制は、1907（明治40）年の「建物制限規則」の制定をまたなければならなかった。また、火災の際には消防用水の欠乏をきたして火災を大きくしたことから、上水道布設への期待も大きく、1889（明治22）年には秋田市に水道創設委員会が設置された。しかし、当時の秋田市は市財政基盤の弱さに加え、俵屋火事やコレラ流行などもあって早期の上水道布設実施は無理があり、結局上水道布設の工事が始まったのは1903（明治36）年で、その完成は1911（明治44）年であった。一方、1909（明治42）年に出された秋田県告諭第1号では、火事による被害を最小限に抑えるために、宅地の空いている場所や広々とした道路がある場合、多くの樹木を植えることを奨励した。しかし、この火災対策は樹木がかえって延焼を強めかねない恐れがあり、誤った防火政策であった。このように、秋田市ではあいつぐ火災に苦しめられながらも、防火政策の遅れや誤りのために、防災都市化への道のりは遠かった。

(2) 能代市

不燃都市 1949(昭和24)年の第1次大火後の復興事業では、防災を柱にした都市計画が実施された。区画整理事業は、防火上、交通上、衛生上の見地から、市街地を東西3本、南北2本の幅員18mないし30mの防火地帯で分割した。

また、街路は防火活動にも資するために、東西に幅18mの交通幹線を設け、そのほかに12ないし15mの街路を配し、鉄道沿線の米代川沿いの旧国道には8m街路を設け、これらの街路に囲まれた市街に幅員6mの細街路を配置した。この結果、東西の幹線街路は幅員18又は22mに、万町と大町の南北の幹線は幅員30mになった。

さらに、区域内の寺院と墓地が萩の台に移転され、跡地は公園緑地とした。このように、第1次大火後の防災都市計画では防火地帯の設置や道路の拡張整備という、街路を中心とした防災計画であった。

1956(昭和31)年の第2次火災復興土地区画整理事業では、第1次計画に合わせた計画をつくり、畠町商店街の街路を幅員30mにし、防火帯として整備した。また、住吉町に耐火構造の県営、市営住宅を建設した。一方、市では不燃都市建設のため旧市内全域の準防火の指定を申請し、大火焼失地区を含めた約132万㎡が指定された。第1次大火の焼失地域を合わせると約218万㎡となり、旧市内のほとんどの区域が準防火地域となった。これにより、指定地域に家屋を新、増、改築する場合は準防火の建築基準によらなければならない、耐火建築を推進することになった。このように、第2次大火後の防災都市計画の中心は不燃都市建設のための耐火建築の奨励であった。

【第3編第2章参考文献】

秋田市、2004：『秋田市史 第4巻 近現代 通史編』。

秋田市、1989：『秋田市百周年記念誌』。

塩谷順耳ほか、2001：『秋田県の歴史』。山川出版社。

野添憲治、1984：『図説能代の歴史』下巻。無明舎出版。

第3章 山形県域

1 酒田市における主な大火の実態と特徴

(1) 明治庄内地震の地震像

1894（明治27）年10月22日午後5時37分、各家庭では夕食の準備に取りかかっているその最中、未曾有の大地震が庄内地方を襲った。マグニチュード7.0の明治庄内地震である。この地震は我が国の地震観測史上最初期に起きた内陸大地震として名を留めている。

この地震に先立つ3年前の1891年に濃尾地震^{のうびじしん}（マグニチュード8.0）が発生し、明治政府が導入を進めてきた近代施設、特にレンガづくりの建築物は大打撃を被った。濃尾地震の被害に衝撃を受けた明治政府は、地震・火山の基礎研究と震災軽減を目的とする震災豫防調査会^{しんさいよぼうちようさかい}を設立し、測候所を拠点とする地震観測網の整備を加速させていた。こうした状況下＝いわば地震学が近代科学として独り立ちしようとしていた時代＝にこの地震が発生したのである。

庄内地震の地変は、地震直後に現地調査を行った小藤文次郎^{ことうぶんじろう}や大森房吉^{おおもりふさきち}など地震学者たちによって詳しく報告されている。彼らは地震直後から地震による地変を探して被災地を踏査し、液状化や山崩れの跡を記載した。当初彼らは、濃尾地震時に発生したものと同様の地震断層＝それは世界の地球科学者の間で大きな評判を呼び、一躍小藤の名を有名にした＝が現れていることを予想したに違いない。しかし、被害地域をいくら探しても明瞭な地震断層を見つけることはできなかった。最後には苦し紛れに、被害が極大であった庄内平野中部からその北東方向の山崩れ密集帯に伸びる一線に断層を推定し、これを矢流澤断層^{やだれざわだんそう}と命名した（小藤、1895）が、後の調査でこの断層の存在は否定された（長谷川ほか、1989）。

さて、現在の視点から見た明治庄内地震の姿について述べよう。図3 - 2は大森（1895）などの報告に記載された集落別の家屋倒壊率と地形分類図（大矢ほか、1989）を重ね合わせたものである。この図に示されるように庄内平野の中部～東縁部の集落では家屋倒壊率が高いが、出羽丘陵では家屋被害はなく、そのコントラストは明瞭である。また、庄内平野南半部の扇状地は中部の氾濫原地域と比較して明瞭に被害が小さく、酒田市を含む地盤の軟弱な最上川蛇行帯や平野西部の低湿地帯などで大きな被害が生じている。

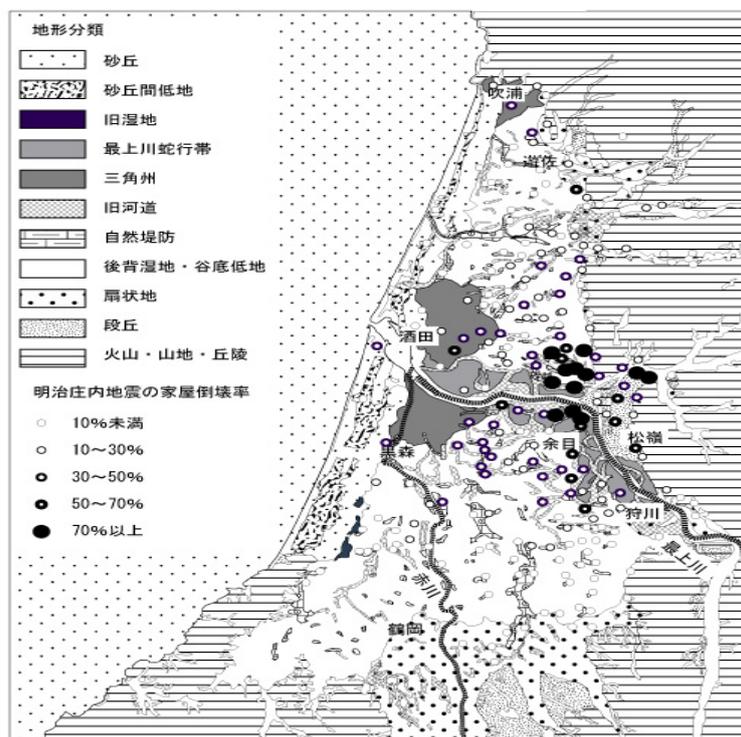


図3 - 2 庄内平野の地形分類と明治庄内地震時の家屋倒壊率

地形分類は大矢ほか(1989)を改変、明治庄内地震時の家屋倒壊率は大森(1895)などの資料に基づいて作成した。なお、酒田市の被害率が小さいことは、この統計では火災による焼失家屋を差し引いて被害率を求めていることによる。

庄内地域の地震危険度を把握するために山形県が行った^{はんしゃほうじしんたんさ}反射法地震探査(人工地震探査)の結果を図3 - 3に示す。この図に示されるように、平野東部の地下には出羽丘陵側から活断層で境された楔状の岩体がかい込んでいる(山形県、2002)。くさびの先端に当たる部分は、庄内平野と出羽丘陵の境界から約500m平野側に位置し、明治庄内地震による被害が最も大きかった場所と概ね一致する。

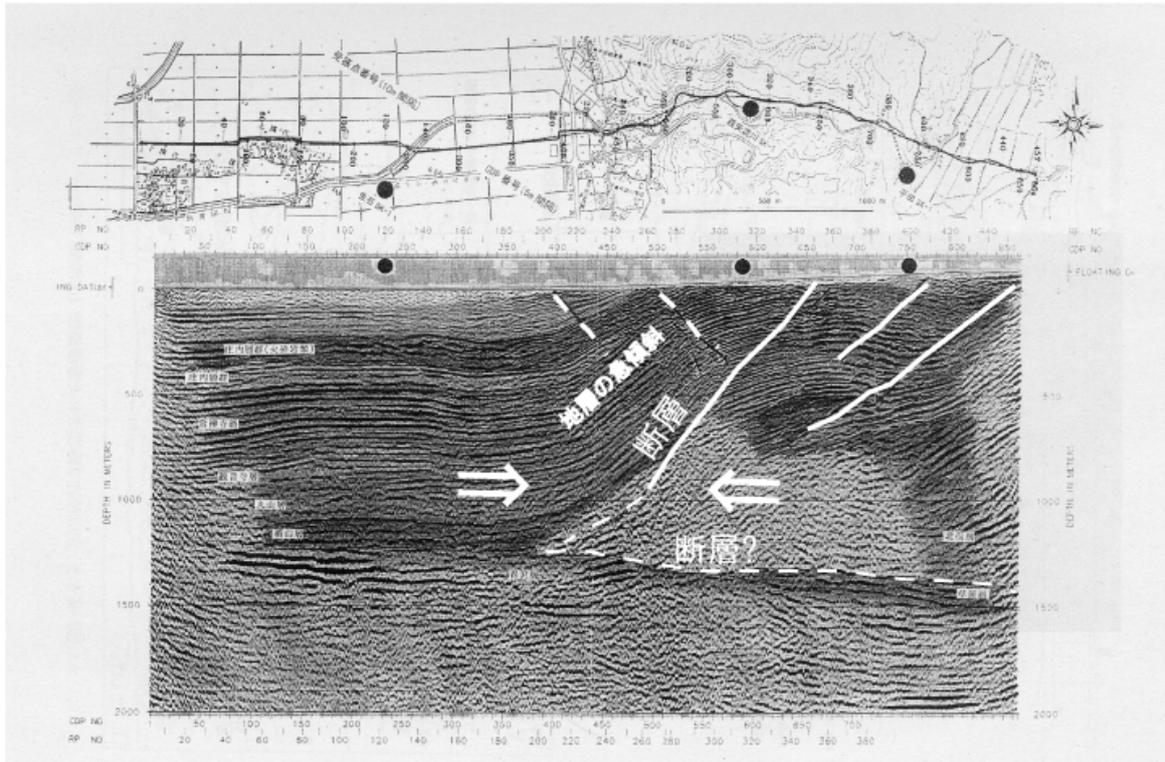


図3 - 3 庄内平野東縁部・酒田市生石地区で行われた反射法地震探査の結果((山形県,2002)に加筆)

更に興味深いことに、山形県(1978)によると「飽海郡では地震のおよそ20日前から河水が減少し、井戸水が涸れ、潮が引くなど古来まれな現象が生じた」という前兆現象が認められていたという。潮が引いたことは地震前の隆起を意味すると考えてよいだろう。日本海沿岸部の大地震では地震前に潮が引く(地盤が隆起する)現象がしばしば認められている。最近の例では1983年の日本海中部地震時に西津軽沿岸部が隆起した事例が知られているほか、歴史時代には寛政4(1792)年の^{あしがさわじしん}鱒ヶ沢地震(青森県西部)などの例があげられる(宇佐美、1978)。このような前兆的な地殻変動は被害分布とあわせて、明治庄内地震の震源が庄内平野近傍にあったことを示唆する。

しかし、現在のところ平野地下の伏在断層が活動したことを確実に示す地質学的な証拠は得られていない。出羽丘陵の被害が小さいことも庄内平野東縁の伏在断層と明治庄内地震を結びつけることに否定的な証拠といえる。さらに、現在知られている活断層の沈下側にあたる海岸部で地震前に隆起が生じたことは、庄内平野東縁の伏在断層の活動によるものとして説明することは難しい。庄内地震の震源断層は、いまだ確定されたとはいえないのである。

(2) 庄内地震の被害概況

明治庄内地震による被害は、特に現酒田市を中心とする^{もがみがわ}最上川・^{あかがわ}赤川・^{おおやまがわ}大山川・^{きょうでんがわ}京田川合流点付近の被害が最も大きく、当時の酒田町では、総戸数3,460戸のうち全壊240戸(家屋196棟、社寺22棟、学校2棟、土蔵5棟、板蔵類102棟)、半壊93戸(家屋91棟、社寺2棟)、破壊329戸

(家屋208棟、社寺32棟、学校2棟、土蔵80棟、板蔵類7棟)全焼1,747戸(家屋1,290棟、社寺22棟、土蔵328棟、板蔵類107棟)、死者162名(男65人、女97人)負傷233名(男78人、女145人)に及び、死者の43%にあたる70人が最上川河畔の船場町ふなばちやうに集中した。

この地震については、当時国の震災予防調査会から派遣された大森房吉なかむらたつたろう、中村達太郎なかむらたつたろう、曾禰達蔵そねたつぞうらによる調査報告書に詳しいが、地元においても「両羽地震誌」「甲午大地震記」などの記録が残っており、地元ならではの詳細な記録を残している。

その中で「両羽地震誌」によれば、地震前日の21日までは天気は快晴であったが、河川の水量が減少したり井戸が枯渇するなど古くから言い伝えられてきた地震の前兆があり、地震当日は朝から寒気が強く、霧が山々を覆い小雨が降っていた。午後になって北西の強風が強くなり、2時から3時にかけて霰を交えた大雨が降った。3時を過ぎると大雨は止んだが、空はどんよりと曇り一転して生暖かな風とともに小雨が降るような状況となったことから、住民は何かが起こるのではないかとささやきあい、そのうち、午後5時を廻り夕食の支度をしている最中に北からの轟音とともに大震動が来たと記している。この地震により地面が1mほど持ち上げられ、次の瞬間にほとんどの家屋が将棋倒しのよう倒壊した。また、本震の後、連続して4回の強い余震が発生し、最上川岸の船場町や新町周辺では、地割れから泥水が吹き上げ、水の勢いにより人や家畜を押し流し、水死者も出るほどであったと記しており、いわゆる液状化現象が発生したことを示している。

さらに、余震の発生回数についても詳しい記録が残り、「甲午大地震記」によれば、22日午後11時40分までの約6時間の間に強弱合わせて24回の余震が発生し、本震を含め29回の地震が発生したことを記している。また、23日には、7回の強震と11回の弱震が発生し、11月15日までの間に本震を含め115回の余震が記録されている。

一方、酒田町以外においても地震の被害は大きく、「両羽地震誌」によると、飽海郡南部の松嶺町まつみねまち(旧松山町)では、総戸数430戸のうち全焼172棟、全壊394棟、半壊217棟、内郷村うちごうむら(旧松山町)では総戸数362戸のうち全焼17棟、全壊167棟、半壊121棟、南平田村みなみひらたむら(旧平田町)では総戸数542戸のうち全焼24棟、全壊470棟、半壊407棟と家屋倒壊が集中して発生していることがわかる。また、50棟以上の全壊家屋が分布する東平田村(酒田市)、中平田村(酒田市)、北平田村(酒田市)、一条村いちじやうむら(旧八幡町)、観音寺村かんのんじむら(旧八幡町)、蕨岡村わらびおかむら(遊佐町)、遊佐村ゆざむら(遊佐町)、高瀬村たかせむら(遊佐町)、吹浦村ふきうら(遊佐町)など庄内平野東縁断層帯に沿った地域や最上川、京田川沿いの軟弱地盤地帯に位置する余目村あまるめむら(庄内町)、新堀村にいぼりむら(酒田市)、広野村(酒田市)、押切村おしきりむら(三川町)などでは100棟以上が全壊するとともに、庄内砂丘東縁の地下水の高い地域に位置する袖浦村黒森そでうらむらくろもり(酒田市)、同坂野辺新田さかのべしんでん(酒田市)、同宮野浦みやのうら(酒田市)などでも50棟以上が倒壊するなどした。

(3) 庄内地震による酒田町大火

地震が発生した時間が午後 5 時 37 分という夕暮れ時であり、夕食の支度時であったことから、倒壊した家屋内のランプやかまどなどが火元となり各所で火災が発生した。火の手は、伝馬町、^{てんままち}台町、^{だいまち}桜小路、^{さくらこうじ}船場町、^{ね あがりこうじ}根上小路、^{しもこうじ}下小路、^{やなぎこうじ}柳小路、^{かみうちまち}上内町などから一斉に上がり、西北の強風に煽られ瞬く間に東西南北に延焼した。

地震が起こった、1894年(明治27年)当時は、本州の気象データのみで天気図を描いており、酒田地区では測候所開設前のためデータがなく、詳しい気圧配置は推定するしかない。

そこで、地震当日の10月22日の天気概況は、以下のように復元されよう。

午前 6 時：低気圧が三陸沖にあって、等圧線が南北に走り、冬型配置となっていた。九州の中南部、四国の太平洋側で晴れているほかは曇りがちで、伏木と山形で雨となっている。

午後 2 時：伊豆沖の別の低気圧が発生し、東海以西で北よりの風が強まった。東北地方は曇りがちで青森、北海道南部、東部で風が少し強い。このようなとき、阿賀野川、最上川、米代川などに沿う風の道で、突風や旋風が吹くことがある。

午後10時：等圧線が東西に傾いてきたため、気圧傾度はかなり大きい、房総を除いて風が弱い。午後 2 時に能登半島付近にあった雨を伴う擾乱が山形に進んだらしい。

庄内平野東部の酒田市平田町手蔵田で記された記録(佐藤繁作ほか『本盾村宮形星川興屋庚申講記念書 記念書第二』樋口信義, 1995など)には、震災当日の天気について「朝から霧雨や小雨が降っていたが、午後 2 ~ 3 時に一陣の北西風と強雨があり、烏海山に初雪が降った・・・」と見える。これは、冬型配置の中で、一時、局地的に突風状態で風雨が強まったことを示すと考えられる。スケールから判断して、風雨は地震による火事が誘因ではなく、たまたま地震と重なって、地震による出火、消火活動の不能も加わり、火事を大火に拡大したといえよう。

このように強風に煽られて同時多発的に起きた火災に対し、誰一人として消火に尽力する者はなく、特に船場町は小山太吉、大泉長治郎らの豪商が軒を連ね、料亭や遊郭の存在により殷賑を極めていたが、酒田町の中でも最も早く出火し、倒壊した家屋からの火の廻りも早く、下敷きになった人々を助ける間もなく同町は火焰に飲み込まれた。逃げまどう人々は液状化現象による道路の陥没や火焰、煙に巻かれて逃道を失い多くの人が焼死した。中には寄せくる火焰を避けようと大きな甕の中に入って難を逃れようとした親子が蒸し焼きになるなど凄惨な状況も発生した。

また、船場町から出火した火災は新井田川沿いを東に延焼し、庄内藩時代からの米倉であった新井田川西岸の「いろは蔵」まで延焼し、米蔵は三日間にわたって燃え続けた。

一方、台町方面から出火した火災は西北の風に煽られ、酒田一の高級料亭街であった伝馬町を焼き尽くして下内匠町、下中町まで延焼し、上中町へ延焼しようとしていたところ、偶然にも酒田警察署に駆けつけようとして上中町を通りかかった富樫貞次郎巡査が、道路上で狼狽していた住民を引き連れて柳小路に至り、消火活動に尽力して延焼を食い止めた。奇しくも柳小路は江戸時代の宝暦8(1758)年に1,479戸を焼いた火災の際につくられた幅10間(約18.2m)の防火帯であり、この防火帯が136年後に大きな役割を果たしたことになる。

最終的に、町別全焼箇所は、船場町、根上小路、染屋小路、利右衛門小路、下小路、上小路、六軒小路、下荒町、上荒町、肝煎小路、観音小路、伝馬町、秋田町、下中町、下内匠町、粕谷小路、於夏小路、持地院小路、鉄小路、本町7丁目、6丁目、5丁目の22町であった。また、1戸を残して焼失した箇所は下袋小路、4～5戸を残して焼失した箇所は桜小路、半分か焼失した箇所は上台町、下台町、高野浜、実小路、3分の1が焼失した箇所は本町4丁目、3分の2が焼失した箇所は今町、1戸焼失が上内町などとなっており、酒田町のほぼ半分が焼失した。

さらに、町別の死亡者数を見ると、上台町4人、桜小路3人、船場町70人、下小路4人、下荒町1人、上荒町2人、上小路2人、秋田町10人、伝馬町18人、今町10人、寺町9人、下中町1人、本町7丁目3人、4丁目1人、染屋小路4人、利右衛門小路4人、下袋小路2人、上内町3人、給人町3人、外野町1人、南千日堂前2人、鍛冶町1人となっており、数字から見ると死者数が多いのは料亭や遊郭があった船場町、伝馬町、秋田町、今町に集中しており、発災時においていかに人が集中していたかがうかがわれ、その理由として、庄内地方の農民の慣習である「土洗い」と称する1年間を反省する行事の時期と重なることから、あるいは死亡者が多い原因の一つかもしれない。

(4) 地震後の救援活動

庄内地震により、酒田町にあった飽海郡役所をはじめとする官庁が大破したため、行政による救援活動が混乱した。このため、10月30日に開催された臨時の飽海郡会において佐藤直中郡長は3,297円の臨時予算を承認するとともに、震災救済臨時委員会を立ち上げ災害対応にあたった。

同時に、酒田町も震災救済委員会を設立し、委員に本間光輝・伊藤弥治平・小山太吉・白崎善吉・森重郎・須田伝次郎・市原平三郎・西野長・野附友三郎など酒田三十六人衆を含む豪商たちが対応にあたった。また、天皇皇后両陛下からは4,000円の御下賜金を賜るとともに、本間家でも仮設病院建設や医療支援のため200円を拠出した。

一方、住民への救援活動や炊き出しには、旧庄内藩主酒井忠篤や鶴岡の豪商風間幸右衛門、そして酒田の本間光輝・松井権平・池田藤八郎などの豪商などが尽力し、町内各所や完成したばかりの山居倉庫敷地内での大規模な炊き出しや町医者による医療行為が行われた。特に、本町の太井楨作医師は、医院が類焼したにもかかわらず、土蔵を臨時診療所にして開院すると新聞広告まで出し診療にあたった。

しかし、飽海郡や酒田町、そして豪商たちが救援に尽力したにもかかわらず、現在の震災時のように全国的な支援や国の救助が十分に受けられなかった。その大きな理由として、日清戦争という初めての国家間戦争の最中であったということと、いまだ藩閥的遺風^{はんぱつてきいふう}が払拭されていなかったからではないかと言われている。それでも、東京、京都、札幌において各新聞社や有志者に対し山形県人会が先頭にたって救恤募金^{きゅうじゅつぼきん}を始め、1894（明治27）年10月23日から1895（明治28）年2月28日までに全国から1万1,312円の義援金が飽海郡に寄せられ、酒田町には5,999円余りが配分された。そして、その後も篤志者から義援金が寄せられ、酒田町の復興に役立ったものの、江戸時代から繁栄した酒田湊を復興させるまでには至らず、この震災を境に酒田湊は衰退した。

【第3編第3章参考文献】

- 飽海郡役所『明治27年11月起 震災一途』。酒田市立光丘文庫蔵，飽海郡役所資料45。
飽海郡役所『明治27年11月 震災救助一途』。酒田市立光丘文庫蔵，飽海郡役所資料46。
日向源吉、1894：『両羽地震誌』。
鶴廼舎主人、1894：『東西田川飽海三郡甲午大地震記』。
酒田市、1995：『改訂版 酒田市史 下巻』。
長谷川昭・堀内茂木・堀修一郎・稲盛隆穂・仁田交市・佐藤俊也・橋本恵一・長谷川武司・大桑 英治・佐藤孝雄、
1989：1894年庄内地震震源域における反射法探査実験。『地震学会講演予稿集』，2，207-207。
小藤文次郎、1895：庄内地震二關スル地質調査ノ件。『震災豫防調査会會報告』，第八號，1-22。
大矢雅彦・木下武雄・若松加寿江・羽鳥徳太郎・石井弓夫、1989：『自然災害を知る・防ぐ』。古今書院，236。
大森房吉、1895：明治廿七年十月廿二日庄内地震外概報告。『震災豫防調査会會報告』，第三號，79-106。
東京大学地震研究所編、1983：『新収日本地震史料第三巻』。社団法人日本電気協会，961。
宇佐美龍夫、1978：羽前・羽後の地震。『そして文庫大地震』，そして，109-123。
宇佐美龍夫、2003：『最新版日本被害地震総覧[416]-2001』。東京大学出版会，605。
山形県、1978：『山形県史 資料編19 近現代』。1199。
山形県、2002：『山形県活断層調査総括成果報告書(概要版)』。93。